

岩手県監査委員告示第27号

監査結果の公表（平成29年岩手県監査委員告示第34号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年5月15日

岩手県監査委員 小野 共
岩手県監査委員 千葉 伝
岩手県監査委員 寺沢 剛
岩手県監査委員 沼田 由子

1 監査対象機関名 岩手県教育委員会事務局学校調整課

2 監査実施日

(1) 予備監査実施日 平成29年7月11日

(2) 本監査実施日 平成29年8月23日

3 監査結果の公表の日 平成29年9月29日

4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
授業力向上研修受講料の徴収に当たり、債権確定後相当期間経過してから調定しているものが1件、47,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	授業力向上研修受講料の徴収については、今後、夏期及び冬期の各研修終了後に調定することとし、再発防止に努めることとした。